

◇ 東大阪市立児童文化スポーツセンター・教室登録申込書 ◇

申込受付日 年 月 日

東大阪市立児童文化スポーツセンター(以下ドリーム21)の教室参加規約を承諾の上、申し込みます。

教室参加規約

第1条 (会員)

この規約で定める会員とは、登録用紙により本参加規約に同意の上、会員の登録を申し込みドリーム21がこれを承認した個人を指します。会員の登録手続きは会員となる本人が行うものとします。代理による登録は認められません。(未成年の場合は保護者による記入をお願いいたします)

第2条 (参加資格)

ルールとマナーを重んじ、他会員や運営スタッフとの友好関係を維持・推進できる方。未成年の会員がサービスを利用する際は、保護者の同意の元、保護者の方に全責任を負っていただきます。

第3条 (参加資格の喪失)

参加者及びその同伴者が次のいずれかに該当した場合、当施設教室への参加を停止致します。

- ・他の参加者、第三者に迷惑を及ぼし利用施設の秩序を著しく乱した場合
- ・本規約に違反した場合
- ・その他運営施設が利用するにあたって、ふさわしくないと判断した場合

第4条 (教室の欠席)

何らかの事情により教室を欠席する場合、教室開始30分前までにご連絡頂きますようよろしくお願いいたします。警報発令時、教室は中止になります。中止の振替はございません。教室開始後、いかなる理由があってもご返金はいたしかねます。予めご了承ください。

第5条 (免責事項)

参加者は当施設のサービス利用に際して生じた不利益、盗難、傷害その他の事故等について、また、自己の過失による第三者や施設に対する損害もすべて本人および保護者の責任において処理し、施設に一切の責任を問わないものとする。お連れのお子様の管理は保護者の管理のもとで十分に注意してください。

第6条 (個人情報の取り扱い)

教室の映像・写真・記事・記録等の雑誌・インターネット等への掲載権と肖像権は主催者に属します。主催者は個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び関連法令等を厳守し、主催者の個人情報保護方針に基づき参加者の個人情報を取り扱います。教室参加者へのサービス向上を目的とし、教室案内、関連情報の通知、その後のイベント・教室案内に利用します。ご本人の許可なく第三者に開示、提示することはありません。

第7条 (規約改正)

ドリーム21は本規約を、事前に告知することによって改定できるものとします。又、本規約に定めがなく必要な事が生じた場合には、その都度運営の指示に会員は従うものとします。

第8条 (発効)

本規約は、2020年12月1日より発効するものとします。

上記参加規約に同意し、遵守することを誓います。

保護者
署名

日付	担当
202 . .	

※お客様にご記入頂いた個人情報は、管理、ご連絡、サービスご提供等の目的で利用いたします。

フリガナ		性別	生年月日
参加される お子様の氏名		男 ・ 女	西暦 年 月 日
住所	〒		
連絡が付きやすい 電話番号			
学校 (子供)	幼稚園・小学校・中学校 学年 (年)		

登録NO